

令和8年度逗子市放課後児童クラブ申請書類について

1. 全員提出が必要な書類

- (1) 逗子市放課後児童クラブ入所申請書（オンライン申請の場合は不要）
- (2) 入所申請書補助票（3枚）（オンライン申請の場合は不要）
- (3) 利用を必要とする要件を証明する書類（下記参照）

※保護者それぞれに加え、18歳以上65歳未満の同居者についても保育を必要とする要件を証明する書類が必要です。

※不足書類がある場合や、記入内容に不備がある場合は受付できません。

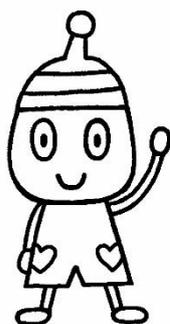
保育の必要性の要件	必要書類
就労（被雇用）の方	就労証明書
就労（自営業）の方	①就労状況申告書 ②添付書類（就労状況申告書の裏面参照のうえ、自営および収入を証明する書類等）
育児休業から復職される方	就労証明書（育休期間および復職予定日の記載があるもの）
産前産後休業から復職される方	就労証明書（産前産後休業期間および復職予定日の記載があるもの）
就労（内定）の方	就労証明書（就労開始予定日の記載があるもの）
出産の方	母子健康手帳の表紙（保護者の氏名の記載があるもの）と分娩（出産）予定日が記載されているページ（写し）
保護者が病気・障がいの方	①事実申立書 ②障害者手帳等（写し）又は医師の診断書
（同居親族の） 介護・看護がある方	①介護・看護状況申告書 ②以下の書類の写しのうち、いずれか一つ 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・介護保険証・診断書
災害の復旧にあたっている方	①事実申立書 ②り災証明書
就学の方	①在学証明書 ②時間割・授業カリキュラム等（写し）
その他の理由	保育課までお問い合わせください

※各様式は逗子市ホームページからダウンロードできます。

2. 該当がある場合に提出が必要な書類

①生活保護世帯の方	生活保護受給証明書
②18歳以上65歳未満の同居者の方	就労証明書又は就労状況申告書、診断書等 ※就学の場合は在学証明書、時間割・授業カリキュラム等（写し）
③ひとり親家庭の方	戸籍謄本・児童扶養手当証書等
④入所を希望のお子さんが障がいを有する場合	下記の手帳等のいずれか1つ（写し） 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳
⑤海外収入がある場合	2024年（令和6年）中の海外収入と社会保険料等がわかる書類（「W2」の写し等）
⑥逗子に転入される方	下記の転入予定がわかる書類いずれか1つ（写し） 賃貸借契約書、不動産売買契約書 ※入所希望の前月末日までの転入手続きが必須です。 ※逗子市の実家等に転入する場合、居住先の方の申立書の提出が必要です。所定の様式はありませんので、「転入（予定）日」、「転入先住所」、「転入先の方の証明者氏名（自署又は押印）」、「申立日」の記入があるものをご自身で作成してください。 ※逗子市への転入後も、提出のあった「就労証明書」のとおり就労されるものとして審査を行います。入所決定後に別の就労先で勤務する等、「就労証明書」と就労の状況が異なることが判明した場合、入所の承認は取り消しとなります。 ※転入後に新たな就労先に勤務予定の方は、転入後の勤務先の「就労証明書」を提出してください。
⑦令和7年1月1日現在、逗子市に住民登録のない方	令和7年度市区町村民税課税（非課税）証明書 （保護者それぞれに必要です）

- ◎ 3. 書類の提出後、児童又は家庭の状況に変化があったとき（保護者の転職、妊娠、税の修正申告により税額が変更になった等）は、速やかに保育課へ届け出てください。



書類作成に関する問い合わせ先
逗子市教育委員会教育部保育課
電話 046-873-1111（内線 533～534）